

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成30年3月28日条例第24号

令和元年9月26日条例第17号

高松市持続可能な水環境の形成に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 水環境基本計画（第9条）

第3章 持続可能な水環境の形成に関する基本的施策（第10条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

水は、すべての生命の源であり、生活用水をはじめ農業用水や工業用水として私たちの暮らしを支え、また、河川やため池、海岸などの水辺環境を通して憩いと潤いを与えてくれるかけがえのないものである。その一方で、干ばつや洪水、高潮など、時として私たちの生活に脅威を与える存在でもある。

私たちのまち高松は、水に恵まれない地勢や気象条件にありながら、先人たちは、水を最大限に生かし、水の脅威を免れるための工夫を凝らし、水と人との良好な関係を築いてきた。

しかしながら、経済成長による生活様式の高度化や都市化の進展により、水を大量に消費する生活に慣れた私たちは、水の大切さを忘れ、自然の水循環を阻害し、水と人との良好な関係を崩し始めている。

このようなことから、私たちは、先人たちが苦勞を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたちに引き継いでいかなければならない。

ここに、持続可能な水環境の形成に関する基本理念を明らかにし、持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、持続可能な水環境の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、持続可能な水環境の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が連携して持続可能な水環境の形成に取り組み、もって現在及び将来の市民の水を通じた豊かで潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水環境 水質、水量、水辺空間、生態系その他の自然的要素及び伝統、文化その他の社会的要素からなる水に関する環境の総体をいう。
- (2) 水循環 降水が土壌等に保持され、若しくは地表水及び地下水として流下して海域等に流入し、又は大気中に蒸発して再び降水になる一連の過程に、人間の利水・治水を目的とした工夫が施された水の流れをいう。
- (3) 流域 降水が地表水として集まる区域をいう。

(基本理念)

第3条 持続可能な水環境の形成は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 本市独自の水文化から水の大切さを学び、再認識するとともに、市、市民及び事業者が自主的かつ積極的に取り組むこと。
- (2) 水を効果的かつ効率的に利用することにより水をはぐくみ、水の多面的価値を引き出すこと。
- (3) 現在の水環境を保全することのみならず、豊かな水環境を創出し、これを将来の世代に引き継ぐこと。
- (4) 水を利用し、管理する様々な主体が相互に理解し、連携協力することにより、水の利用及び管理を効果的に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、持続可能な水環境の形成に関し、本市の地域特性に応じた施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、持続可能な水環境の形成に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発及び知識の普及等に努めるものとする。

3 市は、持続可能な水環境の形成に関する施策に、市民及び事業者と協働して取り組むとともに、国、県その他の地方公共団体及び関係団体との連携協力に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、自らの日常生活又は事業活動が水環境に多大な影響を与えることを認識し、節水、水質汚濁の防止等持続可能な水環境の形成に積極的に取り組むものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する持続可能な水環境の形成に関する施策に協力するものとする。
(地域社会の役割)

第6条 地域社会においては、関係団体及び地域住民が地域における水の利用及び管理の在り方について協議を行うとともに、地域の水環境に関する課題について、連携協力してその解決に取り組むものとする。

(流域における連携協力)

第7条 市、市民及び事業者は、持続可能な水環境の形成には流域全体での取組が重要であることにかんがみ、流域における様々な主体との積極的な連携協力に努めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 市は、持続可能な水環境の形成に関する施策を実施するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 水環境基本計画

第9条 市長は、持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、水環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 持続可能な水環境の形成に関する基本的な方針
 - (2) 持続可能な水環境の形成に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市環境審議会条例（平成7年高松市条例第37号）第1条に定める高松市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 6 市長は、毎年度、基本計画で定めた施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

第3章 持続可能な水環境の形成に関する基本的施策

(水循環の健全化)

第10条 市は、水循環を健全にするため、雨水・地下水の有効利用の促進、森林の保全、雨水浸透施設の設置促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水辺環境の創出)

第11条 市は、良好な水辺環境を創出するため、生活排水対策の推進、ため池の保全及び適切な管理その他必要な措置を講ずるものとする。

(持続可能な水環境の形成に関する意識の醸成)

第12条 市は、持続可能な水環境の形成に関する意識を醸成するため、水環境、節水等に関する啓発及び教育活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(安全で安心なまちづくりの推進)

第13条 市は、水環境に関し、安全で安心なまちづくりを推進するため、雨水排水施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(持続可能な水の利用及び管理の在り方の検討)

第14条 市は、持続可能な水の利用及び管理の在り方を検討するため、水環境に関する関係機関及び関係団体による水資源の利用調整に関する協議の場づくりその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月28日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日 条例第 17 号 抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。（後略）